

言問い(こととい)：50周年記念植樹イチイに命名されたものです。

令和7年度 西春別中学校 第1号

こととい

令和7年 4月11日 発行

< 校 訓 >
自 主 友 愛 有 能
< めざす生徒像 >
気づき、考え、思いを伝え、自立する生徒



発行責任者 校長 綾野 正巳

令和7年度の出発にあたって

校 長 綾野 正巳

令和7年度がスタートしました。5名の新1年生を迎え、全校生徒12名での出発です。今年度は、養護教諭を含め、4名の職員が着任しました。

来年の3月をもって、伝統を誇る西春別中学校の長い歴史に幕を閉じることになります。子どもたち、保護者、地域の皆様にとって思い出深い素敵な1年になるよう、全職員が一丸となり、教育活動に邁進していきます。

また、今年度は、上西春別学校区との交流や連携を図っていきます。**子どもたちが希望をもって令和8年度を迎えられるようにしていくことが一番の課題と考えておりますので、保護者、地域の皆様の更なるご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。**

令和7年度 西春別中学校の教育目標

「未来を拓く生徒の育成」(活用する力、行動する力、協働する力、社会を創造する力)
次の4点の実現を目指します。

- ① **自ら学びを考える生徒** 【活用する力】
学ぶことに楽しみを見だし、自ら課題を見つけ探求・活用する力
- ② **強い心と体を鍛える生徒** 【行動する力】
自分の長所を知り、それを伸ばすことを楽しむ力
- ③ **様々な人と協働する生徒** 【協働する力】
相手意識をもちながら協働活動できるコミュニケーション力
- ④ **自分の住んでいる郷土を愛する生徒** 【社会を創造する力】
郷土を愛し、自分の力を社会のために生かそうとする力



西春別中学校 今年のキーワード

「つながる」

教員＝職場のチームワーク、安心できる職員室。上西春別中学校との連携。生徒指導・教科指導の連携を図る。
生徒＝仲間を大切に、協働できる集団を作る。上西春別中学校の生徒との交流を図る。

「つなげる」

教員＝来年度に向けて、生徒達の意欲が高まるように上西春別中学校と生徒間の交流を図る。
生徒＝自分のことだけを考えるのではなく、全体を見て判断できる力を養う。
生徒自身が*ファシリテーターを担う。

「小さな一歩」

教員＝小さな気づきをすぐに実践し、職員間で交流する。生徒の新しいことへの取組を奨励・賞賛する。
生徒＝経験値を上げ、自己肯定感を高める。将来への選択肢を広げる。

「ちょっとやってみようかな」を大切にする。

*ファシリテーターとは、会議や研修で参加者を目標達成に導く進行役です。単なる司会とは異なり、参加者の発言を促進し、対立を調整しながら、議論を円滑に進めることが求められます。

西春別中学校いじめ防止基本方針

簡略版

本校では、いじめ防止について次のような方針を立て、いじめ防止のための取組に力を入れてまいります。ご家庭や地域の皆様にもご紹介するとともに、いじめのない学校づくりに向けて理解していただき、ご協力をお願いいたします。

いじめとは…

「いじめ防止対策推進法」という法律があります。その第2条の規定には、行為の対象となった生徒が苦痛を感じていたら、それはいじめとなるとされています。

具体的ないじめの態様は、次のようなものがあります。

- 悪口
- たたいたり、けったり
- 物をかくしたり、いたずらしたり
- 仲間はすれや無視
- インターネット（SNS）上に嫌なことを書き込んだり、嫌なことをしたりする など

「いじめられる子にも原因がある」ということを聞くことがありますが、どんな理由があろうとも、許されるいじめはありません。

いじめの芽はどこにでも、誰にでも生じうる問題です！

国が実施した追跡調査から、「いじめられっ子」や「いじめっ子」は固定化されておらず、多くの場合で子どもが入れ替わりながらいじめに巻き込まれることがわかっています。いじめは、全ての子どもたちに関わる問題です。

いじめのない環境をつくるために、みんなで考えよう！

生徒の皆さんへ

- ・いじめは人権に関わる重大な問題！
- ・周囲ではやし立て、見てみないふりでは、いじめは一層、深刻化します。
- ・いじめは、卑怯な行為です。
- ・生徒が主体となって、いじめ問題を自分たちのこととして考え、議論しましょう！
- ・辛いときに、SOSを発信することは恥ずかしいことではありません。
- ・学校の先生や信頼できる大人に相談しよう！

保護者地域の皆様へ

- お子さんに、家庭や地域社会の中で自分の果たすべき役割があることや、自分を認めてくれる人がいることを実感させ、自尊感情を育むよう努めてください。
- お子さんの成長段階を踏まえ、必要に応じて自ら範を示すなどして基本的な生活習慣や社会生活上のルールやマナーを身に付けさせましょう。
- 日頃から家庭において、お子さんとの会話や触れ合いを通して、生活の様子の変化や不安な気持ちなどの兆候をいち早く把握できるよう努めてください。
- ◇本校の「学校いじめ防止基本方針」についてのご理解と、ご協力をお願いいたします。
- ◇本校では、「学校いじめ対策組織」をつくり、いじめの相談や通報に対応するとともに、いじめが起きた場合には、指導方針や支援策をたて、組織的に対応します。
- ◇教育委員会では、生徒や保護者が希望する場合に、スクールカウンセラー等の専門家による相談を受けられるように準備しています。
- ◇地域の皆さんには、子どもたちがいじめを受けている、または、その疑いがあると気付いたときに、速やかに連絡・通報していただけますよう、お願いいたします。

本校の基本的施策

いじめの未然防止には、生徒一人ひとりが認められ、お互いに思いやる雰囲気作りが生まれる土壌作りが何より大切であり、正義を尊び、弱いものに対するいじめや卑怯な振る舞いをしない、見逃さない気風作りが重要です。そのためには、教師が分かりやすい授業を心がけ、基礎基本の定着を図るとともに、達成感や成就感を育て、自己有用感を味わいながら、自尊感情を育むことが重要であると考えています。道徳をはじめとして全領域での教育活動（自然体験や社会体験）を通して、命の尊さ、他人との認識における違いを認め合うことの大切さ、他人との関わりをもち合うことで生まれる価値など、ものの方や感じ方を広げ、育んでいくことが肝要であると考え、以下の視点を柱として取り組んでいきます。

- (1) 道徳教育等の充実
- (2) 早期発見のための措置
- (3) 相談体制の整備
- (4) インターネット（SNS）を通じて行われるいじめに対する対策
- (5) 教職員の定期的な事例研修などの研修活動を進め、資質の向上と指導力の向上を目指す。
- (6) 早期解決を目指し、全教職員が一致団結して問題の解決に当たる。的確に役割を分担し、組織的に対処する。

ご家庭で気になることがありましたら、すぐに学校までご連絡ください。よろしくお願いします。